

大津東小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（携帯電話・スマートフォンを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

② いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

① いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭（情報集約担当者）、教務主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための専門委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

② 職員会での情報交換及び共通理解

週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

① 学級経営の充実

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

○朝の健康観察や帰りの会、心のアンケート等の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 人権教育の充実

○いじめは、「基本的人権を脅かす行為であり、人間として許されるものではない」ことを、児童に理解させる。

○自分も人も大切にできるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③ 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

④ 相談体制の整備

- 「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

⑤ 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。（縦割り班掃除、縦割り班遊び等）

⑥ 携帯電話・スマートフォン等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童の携帯電話・スマートフォンに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- スマートフォン利用によるインターネット被害および SNS 問題の防止に努め、保護者に“家庭でのルール作り”の協力をする。
- 「携帯電話・スマホの利用五か条」を児童に周知徹底させる。
- 「親の学びプログラム」を活用した保護者向けの研修を実施し、携帯電話・スマートフォン等を通じて行われているいじめについての啓発を図る。

⑦ 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

(4) いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

① 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

② 「心のアンケート」の実施

定期的に、校内の「心のアンケート」を実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取り、早期発見・早期解決につなげる。

③ ノート・日記指導

児童の休み時間等で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(5) いじめに対する早期対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対す

る支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

（６）重大事態への対処

① 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

② 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

いじめ防止年間指導計画

指 導 等 の 内 容		
教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ防止対策に関わる共通理解 ○携帯電話・スマホ状況調査	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり【歓迎遠足】 ○地区児童会 ○縦割り班遊び	○いじめ防止対策についての説明及び啓発 【PTA総会・学級懇談会・学校だより】 ○家庭訪問 【学校運営協議会】
5月 ○児童について情報交換【毎週水曜日】 【いじめ不登校対策委員会】 ○学人研総会	○全校遊び ○校内人権集会に向けた代表委員会 (スローガン決定)	○親子愛校作業
6月（人権月間）心のきずなを深める月間 ○「心のアンケート」の実施 ○教育相談週間（児童及び保護者） ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と対応策の共有 【いじめ不登校対策委員会】 ○学人研授業研究会	○校内人権集会 ○全学年プール掃除 ○全校遊び ○縦割り班そうじ（通年） ○全校児童による田植え	○いじめ対策についての啓発 ○保護者との情報交換 【PTA役員会】
7月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」の実施と結果を踏まえた考察と対応策の共有 【職員会議】 ○園（幼・保）訪問	○全校遊び ○地区児童会	○保護者との情報交換【学級懇談会】 【PTA 人権教育研修会】「親の学びプログラム」実施 【学校運営協議会】
8月 ○生徒指導に関する研修【職員研修】 ○県人教大会（課題別研）等、各種研修会参加	○全校遊び ○地区児童会 ○行事を通した人間関係づくり【PTA行事】	○親子愛校作業

指 導 等 の 内 容		
教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
9 月 ○児童について情報交換【毎週水曜日】	○行事を通した人間関係づくり【運動会】 ○全校遊び ○SNS関係講話（ゲストティーチャー招聘、大津町教育の日） 【水俣に学ぶ肥後っ子教室】	○SNS関係講話への参加
10 月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○ 「心のアンケート」結果を踏まえた考察と 対応策の共有【いじめ不登校対策委員会】 ○熊本県人権子ども集会 ○県人教大会	○行事を通した人間関係づくり【修学旅行】 ○全校遊び ○熊本県人権子ども集会	○学校評価の実施（前期）
11 月（人権月間） ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○運動会 ○教育相談週間（児童及び保護者） ○ふれあいフェスタ参加	○運動会全体練習 ○全校遊び	○運動会の準備及び協力 ○いじめ防止対策についての啓発 ○ふれあいフェスタ参加
12 月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と 対応策の共有【職員会議】 ○学習表会	○全校遊び ○ふれあいフェスタ参加 ○学習発表会	○保護者との情報交換 【学級懇談会】 ○学習発表会
1 月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○ 「心のアンケート」結果を踏まえた考察と 対応策の共有【いじめ不登校対策委員会】	○全校遊び ○持久走大会	○持久走大会への協力
2 月（人権月間） ○児童についての情報交換【毎週水曜日】	○校内人権集会 ○縦割り班【縄跳び大会】 ○全校遊び	○学校評価の実施（後期） 【学級懇談会】
3 月 ○児童についての情報交換【毎週水曜日】 ○「心のアンケート」結果を踏まえた考察と 対応策の共有【職員会議】 ○学校評価結果の分析と次年度に向けて 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【送別遠足】 【卒業式】 ○全校遊び	○年間総括

令和7年4月1日策定